

# 平成 29 年 1 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成29年1月5日（木）午前9時30分より臼杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が1月定例総会を招集した。本日の出席委員は次のとおりであった。

## 出席委員

農業委員會事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 向井 一徳 主査 上田 純理 主事

### 付議議案

## 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

## 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

## 議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

## 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

副会長 ただ今から総会を始めます。

局 長 これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は全員出席となっており、出席委員は、23名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 それでは、議席番号7番 姫嶋 正則 委員 議席番号 13番 佐藤 幸子 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成29年1月5日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

番号1、畠 211m<sup>2</sup> を昭和60年頃より駐車場用地として利用しているものです。農地の区分は3種農地となっています。この案件については追認案件となります。

番号2、畠 24m<sup>2</sup> 外6筆合計 242.94m<sup>2</sup> を昭和62年頃より駐車場用地として利用しているものです。農地

の区分は3種農地となっています。この案件についても追認案件となります。

番号3、畠 860.54m<sup>2</sup>を平成2年頃より農家用住宅用地として利用しているものです。農地の区分は2種農地となっています。この案件についても追認案件となります。

番号4、畠 280m<sup>2</sup>を平成2年頃より畜舎用地として利用しているものです。農地の区分は2種農地となっています。この案件についても追認案件となります。以上、4件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、4条申請4件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいているので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

小 川

委 員 小川です。昨年12月26日に足立委員と事務局、申請者の立会のもと、現地調査を実施しました。今回から申請者も立ち会うという事で初めてのケースでありましたが、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。申請地は1筆で、隣接する申請者の宅地には駐車場スペースがなかったため、昭和60年頃から農地法の許可を受けないまま駐車場用地として利用されてきた土地です。追認案件でありますので、始末書も添付されています。それに関しては、必ず申請をするようにと注意いたしました。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については都市計画用途区域内の農地で3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。申請地は7筆で、申請者の父親の代から耕作放棄地となり、山林原野の様相を呈していたのですが、国・市における土地収用法により道路に接するようになると、それに伴い申請地が道路使用者による「みなし道路」として利用されるようになり、最近では、地区的イベント時の臨時駐車場等に利用されるようになった土地です。消防署のすぐ前の所です。追認案件でありますが、この方については東京都におりますので立ち合いはしておりませんが、申請人の方には電話で現地調査をしていると報告しております。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については都市計

画用途区域内の農地で3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。申請地は1筆の一部で、平成2年頃から農家用住宅用地として利用されてきた土地です。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4の申請についてです。申請地は1筆の一部で、平成2年頃から畜舎用地として利用されてきた土地です。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4条申請4件について調査報告となります。今回から、皆さんに立ち会っていただきましたので始末書につきましても注意をするという事で厳しい書類を書かせております。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足立

委員　　4件とも追認では農業委員会が何のためにあるのか分からぬ。事務局もしっかり言わなければならぬ。

議長　　以前は非農地証明願いがあったんですけど、2年前から非農地証明ができなくなったので追認案件として挙げなくてはいけなくなりました。ですのでこういう始末書付というのが多くなっています。今回から申請者も現地に立ち会う事になったので色々な意見を聞くこともできますし、委員さんから注意もできるので良い様になったと思います。

柳井

委員　　今足立委員が言ったように4条申請については非常に追認が多い。それは全て後手後手の申請になっている。家が建った後に宅地にするとかは、指導の問題だと思います。元の農業委員会はそれぞれの農家の方に指導をして、議案書の中に始末書

付というのが条件付きのように私には受け取れる。あくまでも我々は農業を守って行くという中で、何十年前に宅地が建っておりますと家を建てている。その件について十分に指導していかなければならない。一回ぐらい継続審議するぐらいのつもりでいかないとなおらないと思います。農地を他の土地に転用して、追認で始末書を作れば済むという風習が非常に強いと思います。特に野津町では農業の町ですので、農業を守るという目標があるから農地が衰退するには非常に時間がかかります。臼杵は農地が少ないので、いつかは農地以外になるという考えが強いと思います。議案に追認とつかないように事務局には提案をして頂きたいと思います。

議長 今度からは農地は農業委員会の許可なしでは転用できませんという啓発運動も進めてまいりたいと思います。

小橋

委員 建築課が許可を出さない限り家や倉庫は建てられない。そうなった時に何がおかしいかというと許可を出す所が地目を確認しないうちに許可を出している。今色々な問題になっている建築基準の中にしていないという事だ。農業委員会としての基準を県にこうでないと困ると言わなければならぬ。家を建てて登記を変えるのではなく先に登記を変えるようにしなければならない。

議長 事務局サイドにて最終検討することとします。他に質問はございませんか。

#### －質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

#### 事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申

請について事務局より説明をお願いいたします。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものになると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。  
平成29年1月5日臼杵市農業委員会 会長 土田忠公

番号1、田 777m<sup>2</sup>の土地については、事業所用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。譲渡人が昭和60年頃より既に駐車場用地として利用しており、この案件についても、追認案件となります。

番号2、畠 334m<sup>2</sup>を使用賃借権を設定して、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。以上、2件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいているので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足立 委員 足立です。昨年12月26日に小川委員と事務局、申請者の立会のもと、現地調査を実施しました。議案第2号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。賃借権を設定して、事業所用地として利用するものです。具体的には、セルフ方式の定食屋レストランを建築するものです。申請地は1筆で、昭和60年頃より、農地法の許可を受けないまま駐車場として利用されてきた土地です。追認案件ですので、始末書も添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については都市計画用途区域内の農地で3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。使用貸借権を設定して一般住宅用地とするものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については都市計画用途区域内の農地で3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長　　次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次長　　議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成29年1月5日 白杵市農業委員会会長 正田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第1号）「平成29年1月5日公告予定」です。1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成28年12月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上

げます。田については、28,368 m<sup>2</sup>、24 筆です。畠については、22,202 m<sup>2</sup>、10 筆です。合計面積は、50,570 m<sup>2</sup>、34 筆です。次に貸手借手ですが、貸し手が 20 人に対して、借り手は 8 人となります。2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 29 年 1 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 1 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

#### －質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

#### 事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 29 年 1 月 5 日 臼杵市農業委員会会長 斎田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

今回は、5名、内2法人の配分計画の意見聴取をお願い致します。別冊資料の1ページをご覧ください。畠1筆3aを配分するものです。なお、当該地番は基盤整備による登記申請中の為、仮地番になっております。賃料に関しては、地権者との同意に基づき、使用貸借の設定となっております。次のページをお開きください。畠3筆合計約79aを認定農業者に配分するものです。今回も旧利用権設定の期間満了した2筆と、新たに利用権設定をする1筆。農地中間管理事業を活用して利用権設定するものです。次のページをお開きください。畠3筆合計31aを認定農業者に配分するものです。次のページをお開きください。認定農業者に臼杵市内の田14筆合計約182aを配分するものです。地図を9ページに提出しておりますのでご確認ください。賃料に関しては、地権者との同意に基づき、使用貸借の設定となっております。次のページをお開きください。畠7筆合計143aを認定農業者に配分するものです。以上の配分計画について意見聴取のほど、よろしくお願ひ致します。

議長　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第4号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第64号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長　　次に、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次長　　議案第5号農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

平成29年1月5日　臼杵市農業委員会会長　疋田忠公

なお、この案件につきましても、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

上 田

主 事

議案第5号の箇所番号1から説明させて頂きます。畠 面積 362m<sup>2</sup> 畠 面積 193m<sup>2</sup> 合計 555m<sup>2</sup>となっております。承認を受ける用途としましては、太陽光発電地域となります。変更理由等につきましては、現在、転用者は再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を考えており申請地以外にも土地を探していたが、転用不可の土地しか見つからず事業が出来ない状況にあった。申請地は地権者の自宅から離れており、耕作を地権者の叔父に依頼していたが、高齢により耕作が出来ない状況になったため、新たな耕作者を親戚や知人に依頼したが、農業以外の職業に就いており農業経験もないことから耕作の意志がある者がいなかった。今回、地権者の親戚である転用者が地権者の申請地に対する管理が困難なことを聞き、土地の譲渡を相談したところ、地権者は売買することとなった。利用状況としても家庭菜園程度であり、今後農地としての維持管理も困難であることから効率的な生産も見込めないため、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられる。記入しておりませんが、太陽光のソーラーパネルの設置枚数は116枚を予定しております。

箇所番号2について説明させて頂きます。地目 畠 面積 912m<sup>2</sup>です。承認を受ける用途としましては、太陽光発電用地となります。変更理由等につきましては、申請地は、湿田で農作業が困難であり、昭和60年頃埋め立てを行い、畠として耕作していた。平成19～25年に同地区で実施した圃場整備事業では、申請地は地区外であり、近年も耕作を続けていたが、獣害により作物を収穫することも出来ず、また高齢の為管理・草刈りなどに困っていたところ、太陽光発電の話があり、農地を有効活用出来ると考え、本申請にいたっている。転用者は、申請地以外の場所も検討したが、希望条件に合う土地が見つからず、叔父である地権者が所有する土地の申請地が最適であると考え選定したもの。今後、効率的な生産も見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられる。太陽光のソーラーパネルの設置枚数は308枚を予定しております。

議 長

それでは、事前に現地調査をしていただいているので、箇所番号1について調査委員さんより報告をお願いいたします。

後 藤

委 員 後藤です。申請者からは昨年の8月ぐらいに電話がありまして、太陽光を設置したいという話がありました。現地の確認もその時に行っております。この地域としては3haあるんですが、そのうちの2haが、現在私が耕作している土地であります。この辺は非常に鳥獣害がひどい所であり、柵の設置を進めておりますが、この分についてはそういう話はまだ出ておりません。従いまして耕作不利地であり、今回の計画変更もやむを得ないのでないかと判断いたしました。

議 長 次に箇所番号2について調査委員さんより報告をお願いいたします。

遠 藤  
委 員 数週間前に埋め立てしており、保全管理ができない荒廃し非農地化した土地であり申請地も荒廃していることから農地除外についてはやむをえないと考えます。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋  
委 員 場所はよく分からないのだけど、周りも写真を見てもよく分からない。野津の山の中の土地で農振除外というのはほとんど出てきていない。それを簡単に農振除外を良いですよというのはならないのではないか。これまでの前例から見た時に太陽光をする農振除外の申請を受け付けはしなかったのだけれど、今回は上がってきた理由を説明してほしい。

後 藤  
委 員 この地域は、畑かんパイプは埋設しているが撤去していない。私もこの周辺が放棄地1haあります、そのうちの1haを含めて2ha耕作しているのですけれどそれはその反対にある方に住宅がありまして非常に耕作面積が狭くて手を出せなかつた土地だったので、耕作できないなと思いましてその分は除外をして、申請は仕方ないのかなという感じです。

小 橋  
委 員 農業委員の判断で除外しても良いと言えばいいのか、今まで野津の中で出来なかつたものが出来る理由があるのかなと聞いている。私が作れないからという理由で農振除外ができるなら、大変なことになりますよ。委員の考え方で農振除外がで

きるというのと一緒にですよ。説明の仕方が違う。

佐藤総括

課長代理 この案件については太陽光パネルという事がありまして、私どもだけではなく農業委員会事務局さんと相談させて頂きながら、申請者につきましては農振地域の除外の先には農地転用を見込んで申請をさせてもらっておりますので、事務局と話をしていきながらこの部分については可能ではないかと話をしていました。後藤委員も言われたような別の案件であるという事を理由にしまして、申請が上がったという事です。

小 橋

委 員 前例を基にして判断してもらわないと、すぐにこういう事が出来るようになったら申請が認められないという事にはならない。よっぽど考えてしないと、この前もこれでいいのかという話をした。農振除外が難しくて苦労して出来なかった部分が相当ある。それがここは作りにくいというだけで農振除外をすることになったら野津の中で農振除外をしなければならない部分は相当出てくる。なので、そのあたりはしっかり理由をつけないといけない。これまで農振除外をしてきていないのだから考えてほしい。

次 長

農振除外の農地の転用になるんですけれども、立地基準があると思います。この一件については農林振興課と相談して、一種農地か二種農地かという判断になると思いますが、書類を見てもらうと、チェックリストと同じになると思うんですけど立地基準として 10ha 以上の集団的要件があるかという所がありまして、ここは 10ha 以下でございまして、こういった所で二種農地に該当していると判断しています。また集団的農地の利用要件もありますが、もう耕作をされていないといった所で一種農地に該当しないという事で農振地域から除外されるという許可も得られるのではないかと思います。

小 橋

委 員 理由を付けたら色々出来るのだけれど、前までは面積についても 300 や 400 で難しい話だった。そのあたりをきちんとしていかないと。この時はだめでこの時は良いとなると困る。行く道が無い所にある畑があっても、前までは畑がつながっていれば前までは農振除外が出来なかった。そういう所をきちんとしていないと基準が分からない。

佐 藤

委 員

前例との整合性もあり、農業委員会が意見を出すとしたら許可を出すための基準をしっかりして出すなら良いのだけれど事由ごとに変わるのでおかしいと思う。この件については審議をもうちょっと深めた方が良いと思う。野津地域は農業振興をする地域なので、もう少し考えた方が良いと思う。

次 長

農振除外についても要件がありまして、10ha 以上の農地が広がっていると一種農地でダメですと、この農地は 10ha 以下で基盤整備もしていないので、立地条件としては大丈夫と。2 番目の立地基準については公共投資を行っていない事、いわゆる圃場整備とかを行っていない事、また転用の妨げとなるものが周辺にあるかという事が判断の基準になるかと思います。

小 橋

委 員

その説明は分かっている。問題は基準がどこにあるか、県が農振除外を認める基準を持っているならいい。前の時は、県は基盤整備していてもしていない関係ないと言った。そういうものが変わるなら基準をきちんと持ってください。ここで事務局が説明するのは良いけど農林振興課と県に基準を持ってもらわないと。それを確実にしてほしい。農業委員の意見で変わるのはおかしい。

佐藤総括

課長代理

農振地域におきましては農地を守るというのが国のスタンスです。ですが近年国の方から守るべき農地を明確にしてほしいと、今までみたいに面積が 1 万 ha あつたらそれを維持するのではなく本来守るべき農地を明確にしてほしいという方針に基づいて今回農振地域の見直しをさせてもらっています。その中の基準が、長野次長が言われたように一種農地なのか公共投資をしているのかという事がありまして、それに合致するものについては守りましょう、それ以外については極端な事を言えば守らざる土地になってしまっても構いませんよというスタンスに方向付けを示したものであります。そうした部分がありますので、今回の案件につきましては過去の事がありますけれども農用地が大幅に減っていく事も懸念しておりますけれども明確にすることによって本来守るべき土地を守って行こうという方針付けをさせてもらっておりますので、今回この土地につきましては今回次長が言われたような基準に照らし合せた時には妥当ではないかと判断いたしました。

後 藤

委 員

かなり放棄地があつたんです。その部分は、1ha 近くは放棄地解消で綺麗にしたんですけどこの部分だけは出来ないと、あたってないと。

足 立

委 員

この案件については現地を調査してみてもらって、今後もこのような案件が出てくると思うんで今回は時間をかけてでも行政に話すような体制をつくって次回に回せばいいと思う。

議 長

県の方は見たのですか。

佐藤総括

課長代理

県の方はまだ見ておりません。市で意見が出てから県の方に見て頂きます。

小 橋

委 員

県の担当の方で意見が変わるのはおかしいので、県としての判断基準を示してほしい。

議 長

県としての判断基準を示して頂いて、来月の 2 月まで継続審議という事で宜しいですか。

— 佐藤総括課長代理による、農振除外に関するルールの読み上げ —

佐 藤

委 員

このルールで農振除外が決まっているなら農業委員会に聞く必要があるのか。

佐藤総括

課長代理

農振地域の変更については農協さんと関係機関にご意見を頂く事になっております。これは農業振興地域の整備に関する

施行規則の 3 条に記載されていて、農業委員さんの意見を伺うという事になっております。

後 藤  
委 員

太陽光の設置が増えると思います。こうした中で鳥獣被害の柵を申請しているんですけれど柵を設置した場合に太陽光の設置があるとどうなるのか。

議 長

この要件に該当するかということですか。それでは、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更については、承認という事で宜しいでしょうか。

事務局人数を確認 – 「20 名挙手」 –

議 長

20 名挙手により、本件を原案どおり決定承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 11：00）